

〔設問1〕

1. X_1 と X_2 とは、本件訴訟に提起していること、この2つの取消の訴えが行
訴法3条2項において、原告が認めらるるか、(法律上の利益)(民法9
条1項)から認めらるるか問題となる。

9条1項の「法律上の利益を有する者」とは、当該処分がなされることによ
り、権利又は法律上保護された利益を侵害され、又は侵害されるおそれ
を生ずる者といふ。これ、当該処分を定める根拠(必然的)法規から
不特定多数の個々の具体的利益を導き、一般の公益の中から明確に解決すべきに
とどまらず、帰属する個々の個々の具体的利益としてこれを保護する趣旨に
含まれる。このように利益を「法律上保護された利益」にみる。よって、この判決
は、処分がなされてから原告については、9条2項に従って行う。

2. X_1 と X_2 は、それぞれ主張する被侵害利益は、市場の自動車による居住環境
の悪化や交通事故の発生により生活上の不利益を受けることにある。

(1) 本件訴訟の取消対象となる処分は、建築基準法 9条1項から生ずる
に基づいてなされたこと。この許可基準については、本件要綱に規定が置か
れている(要綱第2) 具体的に、別紙において駐車場の築造面積と
床面積の合計の上限や高さの制限があり、床面積の数を制限する旨の
趣旨が読み取ることができ、また、車庫の要件として、騒音やライトレ
ビがガスについて、外部へ影響が及ぶような措置を講ずることによ
りなされている(第2.1.(4)号) このことから周辺住民の生活環境や交通量に
ついて、一般の公益として保護する趣旨のものがなされたことである。また、同法
を基礎としてなされた同法趣施行令も、兼用住宅地として第一種低層
用地区域に建築してはならない、居住の用に供する部分が半分で、床面積

の合計が50 $\times$ 4m以下のものであること(130条の第2号)、車庫について、
面積、上限と定めている(130条の第13)ことから第一種低層住宅用地区
域の建築物の規模を制限している。そして、同法趣令も、か
る地域では、周辺住民の生活環境や交通量に関し、保護している
こと。よって、上記の X_1 と X_2 の利益は、一般の公益として保護
される。

(2) 生活環境や交通事故による生命、身体という利益は、一度喪失すると
回復が不可能なものは困難であり重要な利益であるといえる。また、上
述のように、2つの根拠法規と関連法規において、根拠法規から
この利益を考慮要素としている点で、法制上からの利益は重要視されてい
る。また、本件スローペースの近くに住宅が密集し、生活環境に
与える影響は大きくなるため、周辺住民の中でも近くに住宅に特に保護
の必要がある。

よって、 X_1 と X_2 の上記利益は、個々の個々の利益としても保護さ
れる趣旨である。

(1) 本件要綱に定める第7条において、公聴会に関する規定がなされて
いること。申請建築物の敷地が概ね50m以内の範囲に含まれる建
物や土地の所有者が参加を認められている。

2. X_1 は、本件自動車車庫に隣接し、6 $\times$ 4m以内の住宅であるこ
と。隣接地に住宅が密集し、騒音やライトレビの影響
を受けることとなり、被害は重大である。また、車庫の敷地が6 $\times$ 4mと
距離に居住する X_1 には、原告が認めらる。

3. X_2 は、本件敷地が45 $\times$ 4mの所に住んでいるが、執行直前に

[219]

第1手经上の球復たぬて

(1) 11.8.91 上記系統違反は取消事由に反した。

第2 裁量、皮膜、濫用 1.7.2

7

(1) ほか、本件例外許可は、数量の定規・濫用を伴ったもの
 もあり、取消事由となり。

〔夜間〕

(1) この点について、取決訴訟から争訟期間を経て行政過程の早期
安定を図る趣意から、違法行為承知後は原則として認めないとする
ものの、国民の経済の安定から、これを認めるべき場合がある。①

行行為と後行行為が同一の法律効果、発生目的を有するから、同全
行行為に於て、訴訟上の争訟保障が十分とされているから、場合によっては
外的に違法性の承継が認められるべきである。

(2) 本件では、先行行為が本件例外許可も後行行為が本件確認
認可も本件スパー銭湯の違法な建築・営業を目的としており、同
一の法律効果の発生を目的としている。(1)から、本件例外許可に於ては
Y市の職員の本件例外許可の違法性、建築確認に於てはY市の
で争うことができるとの説明を受けて、争うと先行行為に於
て違法性を本件訴訟の中で争う機会が十分とされている
からである。(4)

(3) したがって、違法性の承継が認められる。

2 以上、本件訴訟の中で、本件例外許可の違法性を争うことができ
る。

(質問4)

1. Y市は、本件スパー銭湯を「公衆浴場」(建築法第2(1)第4
号)に当たるとして、本件建築確認を行っており、このように認定して
違法とされているが、「公衆浴場」に、かかる銭湯が含まれるかという問題
となる。

(1) 同号が「公衆浴場」を第一種居住用専用地域に建築してこれを
趣旨は同法第14条第1項第1号に、内閣府が設置する住宅地を
であり、かかる地域、つまり、居住から近くなる地域に公衆浴場を設ける
ことにより、国民の健康・生活の向上に資するものであること、Y
市は、同法第14条第1項第1号に、旧来「銭湯」は「一般公衆浴場」、つまり、居住

日常生活に於て保護の必要を要する施設として利用せられており、また、
上限金額も定められている。そこで、「公衆浴場」とは、地域住民
の生活保護を目的として設置された浴場をいふのである。

(2) 本件スパー銭湯は、旧来の銭湯に比べて、規模が大きく、入り
浴施設として各種浴場に加え、付随してマッサージ・プール・飲食
コーナーが設けられている。このような設置は旧来の銭湯に比べて、衛生
設備を保護する趣旨の観点から必ずしも必要なものではない。また、
本件スパー銭湯は、大浴場から営業が来ることと想定されていること
も、地域住民の生活に於ては、いかに...

(3) したがって、本件スパー銭湯は、「公衆浴場」に当たらない。

2 したがって、本件確認は違法である。

以上

飲食店、設置により、営業が来ると想定されていること